

訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーション	20分未満	314	¥3,403	¥341	¥681	¥1,021
	30分未満	471	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532
	30分以上1時間未満	823	¥8,921	¥893	¥1,785	¥2,677
	1時間以上1時間30分未満	1,128	¥12,227	¥1,223	¥2,446	¥3,669
	理学療法士等による訪問の場合(20分1回につき)	294	¥3,186	¥319	¥638	¥956

注 高齢者虐待防止措置未実施減算 上記単位数の1%減
注 業務継続計画未策定減算 上記単位数の1%減
注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 上記単位数の10%減

注 理学療法士等による訪問が看護職員の訪問を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合 1回につき-8単位
注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の10%減
注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の15%減
注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減

注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において准看護師による訪問が1回でもある場合 上記単位数の2%減

注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において要介護5の者の場合 上記単位数に+800単位

注 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合において医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数について 1日について-97単位

注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増
注 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	¥2,753	¥276	¥551	¥826
	30分以上 1回につき	+402	¥4,357	¥436	¥872	¥1,308
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	¥2,178	¥218	¥436	¥654
	30分以上 1回につき	+317	¥3,436	¥344	¥688	¥1,031
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	¥3,252	¥326	¥651	¥976
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	+600	¥6,504	¥651	¥1,301	¥1,952
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	+574	¥6,222	¥623	¥1,245	¥1,867
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	¥5,420	¥542	¥1,084	¥1,626
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	¥2,710	¥271	¥542	¥813
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	¥27,100	¥2,710	¥5,420	¥8,130
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	¥3,794	¥380	¥759	¥1,139
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	¥3,252	¥326	¥651	¥976
退院時共同指導加算	1回につき	+600	¥6,504	¥651	¥1,301	¥1,952
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	+50	¥542	¥55	¥109	¥163

介護予防訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定介護予防訪問看護ステーション	20分未満	303	¥3,284	¥329	¥657	¥986
	30分未満	451	¥4,888	¥489	¥978	¥1,467
	30分以上1時間未満	794	¥8,606	¥861	¥1,722	¥2,582
	1時間以上1時間30分未満	1,090	¥11,815	¥1,182	¥2,363	¥3,545
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	¥3,078	¥308	¥616	¥924

注 高齢者虐待防止措置未実施減算

上記単位数の1%減

注 業務継続計画未策定減算

上記単位数の1%減

注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合

上記単位数の50%減

注 理学療法士等による訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合
又は特定の加算を算定していない場合

1回につき-8単位

注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の15%減

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

注 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合

上記単位数の25%増

注 深夜(22:00～6:00)の場合

上記単位数の50%増

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	¥2,753	¥276	¥551	¥826
	30分以上 1回につき	+402	¥4,357	¥436	¥872	¥1,308
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	¥2,178	¥218	¥436	¥654
	30分以上 2回につき	+317	¥3,436	¥344	¥688	¥1,031
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	¥3,252	¥326	¥651	¥976
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	+600	¥6,504	¥651	¥1,301	¥1,952
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	+574	¥6,222	¥623	¥1,245	¥1,867
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	¥5,420	¥542	¥1,084	¥1,626
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	¥2,710	¥271	¥542	¥813
12月を超えて理学療法士等による訪問を行う場合	1回につき	-5	¥27,100	¥2,710	¥5,420	¥8,130
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	¥3,794	¥380	¥759	¥1,139
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	¥3,252	¥326	¥651	¥976
退院時共同指導加算	1回につき	+600	¥6,504	¥651	¥1,301	¥1,952
口腔連携強化加算	1回につき(1月に1回を限度)	+50	¥542	¥55	¥109	¥163